

1. 弔慰金(使用者)←会社から

|       |          |    |    |
|-------|----------|----|----|
| 死亡退職金 | 退職金細則による |    |    |
| 弔慰金   | 勤続3年未満   | 30 | 万円 |
|       | 勤続3年以上   | 50 | 万円 |
|       | 勤続10年以上  | 80 | 万円 |
| 香典    |          | 20 | 万円 |

※通勤災害等は、別途規定有

2. パナソニックグループ労働組合連合会 ※組合員のみ

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 弔慰金 | 20 | 万円 |
|-----|----|----|

3. 電機連合(ゆうあい共済 死亡共済金) ※組合員のみ

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 弔慰金 | 20 | 万円 |
|-----|----|----|

4. 遺族育英給付制度(PSCS社およびPSCS労組が松下幸之助頌徳福祉会と同等の制度として構築)

従業員が亡くなった時に遺族(配偶者と子、または子)があった場合は、遺族育成給付制度から、次の遺族年金が給付  
 高校教育未了(または18歳未満)の子女であること。障害による退職者(4級以上)にも適用

|          |          |                 |
|----------|----------|-----------------|
| 遺族育成給付制度 | 配偶者と子の場合 | 第1子:6万円/月       |
|          |          | 第2子以上:1万円/月を加算  |
|          | 子だけの場合   | 子供1人につき3.5万円/月  |
|          |          | 第3子以上1人につき1万円加算 |

※第1子が対象から外れた場合、第2子が第1子扱いに繰り上がります。

◇計算

1. 弔慰金(使用者)  万円

2. パナソニックグループ労働組合連合会  万円

3. 電機連合(ゆうあい共済 死亡共済金)  万円

4. 遺族育英給付制度

① (60,000×12カ月× 年) + (60,000×12カ月× 年) =

② 10,000×12カ月× 年 =

③ (35,000×12カ月× 年) × 人 =

④ 10,000×12カ月× 年 =

計  万円

1 + 2 + 3 + 4 = 合計  0 万円